

地域密着型（総合事業）サービス事業者・居宅介護（介護予防）
支援事業者の実地指導等について

二戸地区広域行政事務組合
事務局 介護保険推進室

1 令和2年度実地指導の実施状況

- ① 実施期間 令和2年9月～令和2年11月
- ② 実施事業者
 - 居宅介護支援 7事業者
 - 小規模多機能型居宅介護 2事業者

※ 主な指導内容

- ① 介護サービスの質の確保について
人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、適正な介護サービスの提供がなされているか確認
- ② 運営推進会議の開催について
地域密着型サービス事業者は、おおむね2月に1回以上（地域密着型通所介護については、おおむね6月に1回以上）運営推進会議を開催しているか確認
- ③ 高齢者虐待の未然防止について
身体拘束廃止の取組について、職員研修等の実施がされているか確認
- ④ 施設の安全対策について
水害・土砂災害、地震等を含む各種災害に備えた非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施がされているか確認
- ⑤ 介護給付の適正化について
介護報酬の請求について、各種加算及び減算が基準に従って算定されているか、介護職員処遇改善加算について、改善計画書どおりの職員への周知がされているか、また実績報告書とおりの賃金改善がされているか確認
- ⑥ その他事項
運営推進会議の会議録等を面会者等がいつでも見られるようファイル等を作成し、出入口に置くなどして情報開示に努めているか確認

2 令和3年度実地指導の基本方針

住み慣れた地域（施設等）で安心して暮らし続けられるよう、非常時・災害時に備えた利用者の安全対策や、より快適なサービスを受けるための利用者からの相談・苦情の対応について適切に行われているかなどの確認・助言を行うことを基本方針とします。

※ 今年度の重点確認項目

① 施設の安全対策について

地震・水害・土砂災害等、各種災害に備えた非常災害対策計画の策定状況、また職員や入所者の避難訓練等が適切に周知され、実施しているか確認します。

② 苦情処理について

相談窓口・苦情処理の体制及び手順等を整備し、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか確認を行います。

③ 特色ある事業内容について

各事業所で取り組んでいる独自のサービスや、特色ある事業の取り組みがあればお聞きし、今後の介護サービスの在り方について参考とさせていただきます。

3 実施予定時期と対象事業所

① 実施予定時期 令和3年9月～11月

② 対象事業所（予定）

- | | |
|------------------------|------|
| ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 3事業者 |
| ○ 居宅介護支援 | 3事業者 |
| ○ 認知症対応型共同生活介護 | 1事業者 |
| ○ 小規模多機能型居宅介護 | 1事業者 |

③ その他

- 対象事業所には、8月上旬に実地通知をしております。なお、事前提出書類の提出期限は実施の2週間前とします。
- 実地指導において、指定基準等の違反や介護報酬の不正請求等が確認された場合は、監査を実施することがあります。

4 各種届出書等について

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

居宅介護支援事業者、地域密着型・総合事業サービス事業者は、当二戸地区広域行政事務組合に届出が必要となり、変更後の算定は毎月15日までの届出により翌月から反映されますので、その旨ご留意願います。また、算定要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を届出願います。

② その他の変更届

運営規程や役員の氏名及び住所、介護支援専門員の氏名等の変更があった場合は、変更後、10日以内に当二戸地区広域行政事務組合へ届け出てください。

運営規程の「人員配置」に関する変更は、従業者の勤務体制・勤務体系とも関連がありますので、勤務体系一覧表や職種（「常勤・非常勤」、「専従・兼務」）の分かる書類（任意様式可）の添付をお願いします。

③ 指定更新について

本年度指定更新対象の事業所は下記のとおりです。

- 九戸村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所（有効期限：令和4年2月24日）
- 特別養護老人ホーム わくわく荘（有効期限：令和4年3月31日）
- グループホーム アミーチ（有効期限：令和4年3月31日）

5 事故報告について

- 事故があった場合には、速やかに利用者家族、当二戸地区広域行政事務組合、市町村へ電話での第一報をお願いします。
- 重大事故（死亡事故、病院受診の必要な事故等）については、事故報告書の提出が必要となり、記録については2年間保存が必要です。
- 報告は事故の状況、経緯、対応、原因を整理していただくと共に、再発に向けての取り組みについても併せて報告願います。（再発防止についての具体的な取り組みについては、施設内での方針が整い次第速やかに報告願います。）
- 家族への説明は、親切丁寧に誠意を持った対応をお願いします。場合によっては訴訟となる事もあります。